

○可茂衛生施設利用組合監査委員条例

令和3年3月19日
可茂衛生施設利用組合条例第2号

改正 令和6年7月25日組合条例第4号

可茂衛生施設利用組合監査委員条例（昭和35年組合条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（請求又は要求による監査）

第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。

（定期監査）

第3条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を可茂衛生施設利用組合管理者（以下「管理者」という。）に通知しなければならない。

（随時監査）

第4条 法第199条第5項の規定による監査については、前条の規定を準用する。

（財政的援助を与えているものに対する監査）

第5条 監査委員は、法第199条7項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を当該監査を受けるものに通知しなければならない。

（決算等の審査）

第6条 監査委員は、法第233条第2項若しくは第241条第5項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、40日以内に意見を付けて管理者に送付しなければならない。

（現金出納の検査）

第7条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月25日とする。ただし、やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる。

（公金の収納等の監査）

第8条 監査委員は、法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を指定金融機関等に通知しなければならない。

（公表の方法）

第9条 監査委員の行う公表は、可茂衛生施設利用組合公告式条例（昭和35年可茂衛生施設利用組合条例第1号）に定める公示の例による。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年組合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の可茂衛生施設利用組合監査委員条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。